

令和5年度第2回調布市固定資産評価審査委員会会議録

日 時 令和6年2月2日（金）
午前10時00分から午前10時18分まで
会 場 特別会議室（市役所5階）

○ 出席者（敬称略）

委員会委員

松 澤 博
菅 野 秀 樹
柴 田 亮 子
谷 治 博 史
新 井 富 一
高 徳 信 男

事務局（書記）

櫻 木 裕 久
片 桐 千 春

会議録

（職務代理者 菅野委員）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回調布市固定資産評価審査委員会を始めさせていただきます。

初めに報告です。

令和6年1月26日付けで、松澤委員から委員長の職に関する辞職届の提出があり、審査委員会書記において受け付けしております。したがいまして、本日は調布市固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定により、委員長が欠けたときとして、職務代理者が会議の進行を務めることとなっております。後ほど、新たな委員長が選任されるまでの間、職務を全うしたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、高德委員が委員に選任されて初めての委員会となりますので、高德委員から御挨拶をいただきたいと思っております。高德委員お願いいたします。

（高德委員）

このたび、固定資産評価審査委員を仕りました高德と申します。よろしくお願いいたします。

深大寺で、会計士・税理士事務所を開設しております。先代の代から数えて相当な年数になります。今般、評価委員という重要な職務を任されましたので自分の能力の限りにおいて、精一杯頑張っていきたいと思いますので、皆様、御指導のほどよろしくお願いいたします。

（職務代理者 菅野委員）

ありがとうございます。次に、私から各委員を紹介しますので、一言御挨拶をお願いいたします。

それでは、松澤委員からお願いいたします。

（松澤委員）

自分が何年お世話になっているか事務局に確認したところ、7期目で20年近くお世話になっております。仕事は、若葉町の方で土地家屋調査士という仕事をしているのですが、実は、高德さんのお父様に40数年前にお世話になっていました。

引き続き、いろいろお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

（職務代理者 菅野委員）

ありがとうございます。それでは、柴田委員お願いいたします。

（柴田委員）

柴田と申します。弁護士をしております。4期目ですが、なかなか仕事自体は難しく、いつも勉強させていただいております。よろしくお願いいたします。

（職務代理者 菅野委員）

ありがとうございます。それでは、新井委員お願いいたします。

（新井委員）

新井です。よろしくお願いいたします。まだ、2年目ですが、よろしくお願いいたします。

（職務代理者 菅野委員）

ありがとうございます。それでは、最後に谷治委員お願いいたします。

（谷治委員）

谷治と申します。よろしくお願いいたします。下石原で行政書士をしております。私も4期目になるということで、なかなか難しい部分もあるのですが、案件も多様化しているので、今後もいろいろなことがでてくると思いますが、勉強しながら、対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（職務代理者 菅野委員）

ありがとうございました。申し遅れましたが、私は菅野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、今年度につきましても、行政委員会としての独立性、公正性に十分留意して、委員会の運営に臨みたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認について、書記よりお願いいたします。

(事務局)

御手元の資料等につきまして、確認させていただきます。

まず、本日の次第がございます。

続きまして、資料1 令和6年度 担当部会についてがございます。

次に、資料2 令和6年度 地方税制改正(案)についてがございます。

次に、資料3 令和6年度 委員会の予定についてがございます。

配付資料は、以上となります。

(職務代理者 菅野委員)

配付資料に、不足はないでしょうか。

(各委員)

※ なし

(職務代理者 菅野委員)

それでは、本日の会議の傍聴について確認をしたいと思います。

当委員会の会議は、調布市固定資産評価審査委員会規則第9条の規定によりまして、原則公開となっております。

本日は、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

(事務局)

今日は、いらっしゃいません。

(職務代理者 菅野委員)

それでは、このまま会議を進行いたします。

お手元の次第に沿って、議事を進めたいと思います。

次第の2 議題(1)委員長選挙についてを議題としたいと思います。

調布市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項において、「委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されております。

したがって、新たな委員長の選挙を行いたいと思います。選挙に当たりましては、皆様の中からの立候補又は推薦により、選出をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(柴田委員)

是非とも引き続き、松澤先生にお願いしたいと思います。

(職務代理者 菅野委員)

いま、松澤委員を推薦する発言がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(各委員)

※ 異議なし

(職務代理者 菅野委員)

それでは、異議なしということで、松澤委員を委員長として決定したいと思います。松澤委員長、よろしく申し上げます。

【「委員長」席札を置く】

(松澤委員長)

これからは、私が議事を進めるという形になりますので、よろしくお願いたします。また、委員長をやらせていただくということで、一言、御挨拶いたします。この委員会は、課税台帳に登録された方からの不服を審査するという機関になります。私は微力ではありますが、皆様に御指導いただいたり、御協力いただきながら、中立公正な立場で厳格に責務を果たす委員会にしたいと思っておりますので、皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。

(松澤委員長)

それでは、議事に戻ります。

次に、次第2の(2)部会編成についてを議題としたいと思います。

事務局に説明を求めます。

(事務局)

はい。御手元の資料1を御覧下さい。

こちらは、委員の皆さまのお名前が入っていない部会編成に係る資料でございます。こちらにお名前を記入させていただきたく、部会の編成について御協議いただきたいと存じます。併せて、来年度、審査申出があった際に、どちらの部会から審査申出を担当していただくかの順番につきましても、御決定いただきたいと存じます。

なお、直近の審査申出におきましては、第2部会の皆様に審査を担当していただきました。説明は以上です。

(松澤委員長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、部会の編成については、差し支えなければ、今年度の編成と同様として、高德委員におかれましては、第1部会に入らせていただくとしてはいかがでしょうか。

(各委員)

※ 異議なし

(松澤委員長)

ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

続きまして、部会の審査長の件でございますが、引き続き、第2部会は松澤が、第1部会の審査長には職務代理者である菅野委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

※ 異議なし

(松澤委員長)

ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

(松澤委員長)

それから、審査申出を取り扱う順番ですが、直近の実績ですと、来年度は第1部会からとしたいと思いますが、異議がなければ、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

※ 異議なし

(松澤委員長)

ありがとうございます。来年度は、第1部会からということで、決定いたします。

(松澤委員長)

次に、次第2の(3)第74回東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会についてを議題とします。事務局から報告をお願いします。

(事務局)

今年度は、松澤委員長、柴田委員、谷治委員と書記3名で幹事市である日野市に行ってまいりました。

協議会の内容としては、例年通り、報告・協議の第1部と研修会の第2部の2部構成になっておりました。

報告・協議では、審査申出件数の報告、次期幹事市の選出がありました。ちなみに、次期幹事市は、東村山市に決定しました。

研修会は、立教大学経済学研究所の研究員を招いた固定資産税の課題と地方税制改正等についての講演会でした。

報告は以上です。

(松澤委員長)

ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありましたが、これについて何か質問等ありますでしょうか。

(各委員)

※ なし

(松澤委員長)

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第2の(4)令和6年度税制改正(固定資産税関係)についてです。事務局に説明を求めます。

(事務局)

資料2を御覧ください。

こちらは、当委員会の所管事務ではありませんが、令和6年度税制改正大綱が示されたので情報提供させていただきます。

2ページの3にありますとおり土地に係る固定資産税について、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等が3年間延長されます。

不動産取得税の税率の特例・宅地評価土地の特例が延長され、住宅・土地に係る税率の特例及び宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例が令和9年3月31日まで延長されました。住宅・土地に係る税率の特例は3%、宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例は評価額が1/2とされています。

説明は以上でございます。

（松澤委員長）

ありがとうございます。それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第2の(5)令和5年度固定資産評価審査委員会運営研修会についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

本研修は、昨年8月1日から1か月間、オンライン配信にて開催されたものでありまして、松澤委員長、柴田委員に御受講いただきました。

研修の内容について、その概要を申し上げますと、まず、固定資産制度の現状と課題について説明がありました。講師は、総務省自治税務局資産評価室長でございます。

その内容としましては、主に固定資産税の概要や課税の仕組み、住宅用地特例を巡る近年の動き等についてでありました。

次に、講師としては横浜市固定資産評価審査委員会の書記の方から、審査委員会の運営や審査の流れ等について説明がありました。

そして、最後に、総務省自治税務局固定資産税課課長補佐から、土地及び家屋に係る近年の主要判例についての解説がありました。

今年度の研修会の説明は以上です。来年度の研修会については、具体的な日程等がまだ示されておりませんので、わかり次第御案内させていただきますが、また2名から3名の方に御受講をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（松澤委員長）

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、何か質問がありますでしょうか。なければ、また内容が分かった時点で御相談させてもらうということですので、よろしくお願いいたします。

これで、すべての議題が終了しました。最後に、次第の3 令和6年度における会議の開催についてであります。

事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料3を御覧ください。令和6年度の日程についてであります。地方税法第411条第2項の規定により、令和6年3月29日に固定資産の価格等を登録した旨の告示がされる予定でありまして、同日から審査申出の期間が開始されるこ

ととなります。

告示後、4月1日から価格等の縦覧・閲覧が開始されます。その後、4月24日頃に、課税明細書・納税通知書の発送が行われます。

地方税法第432条第2項において準用する行政不服審査法第18条第3項の規定により、審査申出期間の算定から郵送の要する日数は除かれるため、仮に郵送に要する日数を2日としますと、7月26日前後が、審査申出の期限となります。なお、行政不服審査法第18条第1項ただし書の規定により、正当な理由がある場合には、3箇月を超えても、審査申出がされることがありますので、あらかじめ御承知置きください。

それでは、次回全体会議の期日につきまして御決定いただきたいと存じます。説明は以上となります。

(松澤委員長)

次回の全体会の日程について検討したいと思います。第1回の全体会については、例年、審査申出の期限後に開催しておりまして、来年度は7月26日頃がその時期となるため、8月の中旬頃に開催したいと考えていますが、皆様の御都合をお聞きして決めたいと思います。

【日程調整】

(松澤委員長)

それでは、次回の開催期日は、令和6年8月9日金曜日となります。これで、令和5年度第2回調布市固定資産評価審査委員会を終了します。ありがとうございました。

(10時18分 閉会)